

今川仮名目録

静岡県立中央図書館 歴史文化情報センター

戦国大名の分国支配

- 1 分国法の制定: 領国支配の基本法、家臣団統制等を規定
 - ・幕府法、守護法、国人一揆の規約等からなり、中世法の集大成的性格を持つ
 - ・寄親寄子制、喧嘩両成敗法など戦国大名の新しい性格を示す
 - ・城下町の集住「朝倉孝景条々」、喧嘩両成敗「甲州法度之次第」
婚姻の許可制「今川仮名目録」、年貢未納入の禁止「塵芥集」
- 2 検地: 農民の耕作する土地面積や年貢量を検地帳に登録し直接農村を支配
指出: 戦国大名が領国の土地面積や収穫高などを領民にレポート提出させる
検地方法
- 3 経済政策: 絶え間ない戦国時代を戦い、生き抜くための富国強兵策の基本
 - ・城下町の建設: 家臣団を集住させ、領国経営の拠点とする
 - ・宿駅、伝馬の交通制度を整備、関所の廃止、市場の開設
 - ・有力商工業者の統制、大河川の治水・灌漑事業、* 鉱山開発
* 金山: 甲斐黒川・駿河安倍 銀山: 石見大森・但馬生野
 - ・木綿の需要増大 三河地方で栽培が盛んとなる → 衣料革命
(麻から木綿へ) 起こる

今川氏の富国強兵策

1. 分国法の制定＝「今川仮名目録」

今川氏親が制定し、今川義元が追加する

領国支配の基本法、家臣団統制等を規定する

第8条 喧嘩両成敗を規定 → 喧嘩した者は両名ともに死罪

第30条 他国との婚姻の禁止

2. 検地

農民の耕作する土地面積・年貢量を検地帳に登録し

今川氏が直接農村を支配する

今川仮名目録 第1条

「名田の没収禁止と年貢増を条件とする名田の競望」

3. 経済政策

城下町建設(駿河府中)、宿駅・伝馬制、関所廃止、市場の開設

有力商工業者の統制、大河川の治水・灌漑工事

鉱山開発(安倍金山)など富国強兵をめざす

第6代 今川家当主 今川義忠木像
(菊川市 正林寺所蔵)



第7代 今川家当主 今川氏親木像
(静岡市 増善寺所蔵)



今川氏親正室 寿桂尼画像
(菊川市 正林寺所蔵)



第9代 今川家当主 今川義元 木像
(静岡市 臨濟寺所蔵)



今川仮名目録 表紙

(明治大学博物館所蔵)

- ▶ この資料は学校教材専用です。
ここでは御覧いただけません。

第1条 名田の没収禁止と年貢増を条件とする 名田の競望（明治大学博物館所蔵）

- ▶ この資料は学校教材専用です。
ここでは御覧いただけません。

第一条 名田の没収禁止

年貢増を条件とする名田の競望

一 譜代の名田、地頭無意趣に取放事、停止之畢、但年貢等無沙汰においてハ、是非にをよばざる也、兼又彼名田年貢をあいませべきよし望人あらハ、本百姓に、のそミのことかあいますべきかを尋る上、無其儀は、年貢ましに付而、可取放也、但地頭本名主をとりかへんために、新名主をかたらひ、あいますべきのよし、きよごんをかまへハ地頭に（をいてハ、かの所領を可没収、至新名主ハ、可処罪科也）

第1条 名田の没収の禁止、年貢増を条件とする名田の競望 (現代語訳)

- 一 譜代の家臣の所領である名田を地頭が正当な理由もなく没収することはすでに禁止してある。但し、年貢などが未納の場合はやむを得ざる場合として没収できる。

かねてまた、その名田よりの年貢を(従来より)増やして地頭に納めるから、その名田を占有したいと望む申し出人があるなら、現在の権利者の本百姓に対して地頭から、申し出人と同額の年貢増分を受け入れるかどうかを糺したうえ、本百姓が承知しないなら名田を没収して申し出人に与えることができる。

但し、地頭が本名主を取り換えるために、新名主と共謀して、年貢増の虚言を構えるならば、地頭に対しては領地を没収し、共謀の新名主に対してはしかるべき罪科に処するものである。

第八条 喧嘩両成敗

一 喧嘩に及輩、不論理非、両方共に可行死罪也、将又あひて取かくるといふとも、令堪忍、剩被疵にをいてハ、事ハ非儀たりといふとも当座をんひんのはたらき、

理運たるへき也、兼又与力の輩

そのしはにをいて疵をかうふり

又は死するとも、不可及沙汰のよし、先年定了

次喧嘩人の成敗、当座その身一人所罪たる上、妻子家内等にかかるへからず、但しはより落行跡においてハ、妻子其咎かかるへき歟、雖然死罪迄ハあるはからさるか

第8条 喧嘩両成敗（現代語訳）

- 一 喧嘩におよぶ輩は理非を論ぜず双方とも死罪に処すべきである。はたまた、相手から喧嘩を仕掛けられても堪忍してこらえ、その結果、疵を受けるに及んだ場合、喧嘩の原因を作ったことは非難すべきであるが、とりあえず穏便に振る舞ったことは道理にしたがった幸運として罪を免ぜられるべきである。

かねてまた、双方の与力（同心・寄騎・家臣・あるいは喧嘩の味方）の者が喧嘩の現場にいて疵を受けたあるいは死亡したとしても、加害者に対して訴訟をおこすことができないことは先年に定めておいたところである。

次に喧嘩人の成敗（死刑）はとりあえず本人1人のみにかかることで、妻子家族にかかわるべきものではない。但し、本人が喧嘩の現場から逃亡した後は妻子等に咎がかかることもあり得るであろう。しかしながら、その場合は死罪にまですべきではないだろう。

第30条 他国との婚姻禁止

『静岡県史』資料編七 中世 三 より

—

駿・遠両国之輩、或わたくしとして他国よりよめを取、或ハむこに取、むすめをつかハす事、自今以後停止之畢

—

駿河、遠江の者は私事として他国より嫁を取り、あるいは婿に取り、また嫁に出すことは、今より以後は禁止する。

翻刻

現代語訳

研究の手引き(参考資料)

- ・『静岡県史』通史編2 中世 678頁～689頁
- ・『図説 静岡県史』静岡県史 別編3
- ・『今川時代とその文化 消えた230年を追う』

静岡県文化財団発行

- ・今川氏親木像 静岡市 増善寺
- ・今川義元木像 静岡市 臨濟寺
- ・今川義忠木像 菊川市 正林寺
- ・寿桂尼画像 菊川市 正林寺
- ・今川仮名目録表紙・第1条 明治大学博物館
- ・『資料に学ぶ静岡県の歴史』

<http://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/contents/history/ssr.html>